

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月30日から同年5月6日まで

昭和26年3月29日にA事業所に就職し、62年3月1日に退職するまで継続して勤務していたのに、A事業所B支店からC支店に転勤した申立期間において厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の社員台帳、健康保険組合の資格喪失者台帳、雇用保険の加入記録及び同僚の証言並びに同事業所の回答から、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和28年5月6日にA事業所B支店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和28年3月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、昭和22年6月30日から24年6月20日までについては、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を22年6月30日、資格喪失日に係る記録を24年6月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、22年6月から同年12月までは300円、23年1月から同年7月までは900円、同年8月から24年4月までは2,400円、同年5月は3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和24年6月20日から同年7月1日までについては、申立人のA事業所C支店における資格取得日に係る記録を同年6月20日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月30日から24年7月1日まで

申立期間のうち、昭和22年6月30日から24年6月19日までについては、A事業所B支店に正社員として勤務しており、同じ仕事をしていた同僚の厚生年金保険の加入記録はあるのに、私の加入記録が無いことに納得できない。

また、昭和24年6月20日から26年7月7日までは同事業所C支店に勤務していたが、同支店での昭和24年6月20日から同年7月1日までの記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和22年6月30日から24年6月19日までについては、A事業所が保管する申立人に係る履歴簿及び同僚の証言等から、申立人は同事業所B支店に勤務していたことが推認できる上、同事業所の事務担当者は、「申立人は正社員として在籍していたことは間違いなく、正社員については厚生年金保険に加入させていたはずである。」と回答してお

り、申立人及び当時の同僚から把握した同事業所B支店の当時の同僚11人のすべてに厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和22年6月30日から24年6月20日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和22年6月から24年5月までの標準報酬月額については、申立人と同時期に就職し、同じ業務を行っていた同僚の社会保険事務所の記録から、昭和22年6月から同年12月までは300円、23年1月から同年7月までは900円、同年8月から24年4月までは2,400円、同年5月を3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間について、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年6月から24年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和24年6月20日から同年7月1日までについては、A事業所が保管する申立人に係る履歴簿及び同僚の証言から、申立人は同事業所に継続して勤務し（昭和24年6月20日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和24年6月の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所C支店における24年7月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年6月6日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月6日から同年7月1日まで

昭和41年6月にB事業所からA事業所への出向辞令を受け、ただちに赴任した。給料の支払いが途切れたこともなく、厚生年金保険にも継続して加入しているはずであるので申立期間の厚生年金加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する出向辞令、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年6月6日にB事業所からA事業所に異動、同年7月1日にA事業所から同事業所C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している昭和41年6月1日付けの辞令に記載のある報酬月額から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月1日から55年10月1日までの期間、56年1月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から61年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、54年5月は22万円に、同年6月は24万円に、同年7月及び同年8月は22万円に、同年9月は20万円に、同年10月及び同年11月は22万円に、同年12月は19万円に、55年1月は22万円に、同年2月及び同年3月は20万円に、同年4月から同年6月までは24万円に、同年7月は22万円に、同年8月及び同年9月は24万円に、56年1月は20万円に、同年2月、同年3月及び同年5月は22万円に、同年6月及び同年9月は24万円に、同年10月から同年12月までは22万円に、57年1月は19万円に、同年2月は26万円に、同年3月及び同年4月は22万円に、同年5月は24万円に、同年6月は30万円に、同年7月は26万円に、同年8月は28万円に、同年10月は26万円に、同年11月及び同年12月は24万円に、58年1月は28万円に、同年2月及び同年3月は30万円に、同年4月は26万円に、同年5月は28万円に、同年6月は30万円に、同年7月及び同年8月は26万円に、同年10月は28万円に、同年11月から59年1月までは26万円に、同年2月は28万円に、同年3月は32万円に、同年4月及び同年5月は28万円に、同年6月は32万円に、同年7月及び同年8月は26万円に、同年9月は28万円に、同年10月は30万円に、同年11月は28万円に、同年12月及び60年1月は26万円に、同年2月は36万円に、同年3月は38万円に、同年4月及び同年5月は36万円に、同年6月は38万円に、同年7月は34万円に、同年8月及び同年9月は36万円に、同年10月から同年12月までは34万円に、61年1月は26万円に、同年2月は24万円に、同年3月は34万円に、同年4月及び同年6月は32万円に、同年7月は36万円に、同年9月から同年11月までは32万円に訂正することが必要である。また、昭和57年9月、58年9月及び61年5月の標準報酬月額は、直前の月の給与明細書から57年9月は28万円に、58年9月は26万円に、61年5月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで
昭和 54 年 1 月から 62 年 1 月まで A 事業所に勤務し、安全管理業務をしていた。

昭和 54 年 5 月から 61 年 12 月まで（昭和 57 年 9 月、58 年 9 月及び 61 年 5 月は除く。）の給与明細書上の保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所において記録されている標準報酬月額と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 54 年 5 月 1 日から 55 年 10 月 1 日までの期間、56 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から 61 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の所持する給与明細書上の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、54 年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 24 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 22 万円、同年 9 月は 20 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 19 万円、55 年 1 月は 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 20 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 24 万円、同年 7 月は 22 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、56 年 1 月は 20 万円、同年 2 月、同年 3 月及び同年 5 月は 22 万円、同年 6 月及び同年 9 月は 24 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 22 万円、57 年 1 月は 19 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 22 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月は 26 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 24 万円、58 年 1 月は 28 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 30 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 26 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月から 59 年 1 月までは 26 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 32 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 26 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月は 28 万円、

同年12月及び60年1月は26万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月から同年12月までは34万円、61年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年9月から同年11月までは32万円とすることが妥当である。また、給与明細書が無い期間の標準報酬月額は、直前の月の給与明細書から推認し、昭和57年9月の標準報酬月額は28万円、58年9月は26万円、61年5月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、昭和54年5月から61年12月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年10月及び同年11月、56年4月、同年7月及び同年8月、61年8月の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書上の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁が記録する標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和55年12月及び61年12月の標準報酬月額については、社会保険庁が記録する標準報酬月額が給与明細書上の保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることから、記録を訂正する必要は認められない。

岡山国民年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月及び同年8月

申立期間については、両親が毎月自宅に集金に来ていた婦人会の役員に国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、会社を辞めた直後の申立期間が未加入期間になっている理由が分からない。保険料を納付していると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年9月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認され、この時点で過年度保険料となる申立期間の国民年金保険料は婦人会による集金では納付することができず、また、この手帳記号番号の払出時点で過年度保険料であった申立人の40年9月から41年3月までの国民年金保険料は41年12月3日に納付されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を、毎月、集金により納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の両親が申立期間にさかのぼって国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 56 年 3 月まで
昭和 56 年 4 月に生活保護を受ける前から、国民年金保険料を納付できる経済的状況ではなかったため、保険料の免除を受けていたと思う。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の申請免除手続は年度ごとに行うことが必要であるが、申立人は、保険料の免除手続の回数や手続等について記憶しておらず、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請の手続を行ったことをうかがうことができない。

また、申立人及びその夫(申立期間当時)の両者は、昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで国民年金保険料の免除承認を受けているが、申立期間の国民年金保険料については、申立人の分のみ免除申請を行い、当時、同居していた夫の分は免除申請を行っていないとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間は 108 か月と長期間であり、仮にこの期間継続して免除申請が行われ、免除が承認されたとすると、社会保険庁において、各年度ごとに、9 回の申請免除が記録されることになるが、この 9 回のすべてについて記録管理のミスが生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から54年12月まで
昭和43年ごろ、確定申告の際、税務署の税務課長に、約5万4,000円の国民年金保険料を納付すれば、これまでの厚生年金保険加入期間と合わせて年金の受給資格を得ることができると言われ、その後市役所の年金窓口で国民年金の加入手続きを行い、その際、保険料として約5万4,000円を納付したので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る国民年金保険料の納付時期については、申立人から聴取してもこれを特定することはできないが、申立人は国民年金保険料を納付したのは申立てに係る1回のみであると供述しており、仮に納付した時期が申立人の最終供述によるところの昭和44年4月であるとすれば、それ以降を申立期間としている理由が無くなるなど、申立内容は信頼性に欠ける。

また、申立人は、これまで国民年金手帳や保険料の納付書を見たことがないと供述している上、社会保険庁及び申立人が居住する市に申立人の国民年金の加入記録は無く、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間の全期間を支給対象とした脱退手当金6万2,000円を平成17年8月25日に受給しており、このことは年金の受給権を取得するために国民年金に加入し、それに必要な国民年金保険料を納付したとする申立内容と矛盾する。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで
20歳になった時、市役所から国民年金の加入を促すはがきを送られて来て、父親に相談したところ、加入を勧められたので、そのはがきを返送して国民年金の加入手続をした。その後市から納付書が郵送されてきたが何のことも分からず放置していたが、翌年、また納付書が郵送されてきたので、父親に相談して、平成2年度及び3年度分の2枚の納付書を父親に送付し、父親が銀行で一括して納付したので、申立期間が未加入と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成3年5月21日に国民年金に加入していることが申立人が当時居住していた市の記録から確認できるところ、申立人は申立期間において国民年金の任意加入対象者であり、申立人が国民年金に加入した時点で申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得することはできなかつた上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料は平成3年7月5日に納付されていることが確認でき、この納付が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、申立人が居住する市は収納することができず、同市から送付された納付書で一括納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は納付金額、納付時期等についての具体的な記憶も無く、納付状況に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から平成 4 年 3 月まで
昭和 57 年 11 月、20 歳になった時に母親が市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後会社に就職する平成 4 年 4 月まで市役所窓口で国民年金保険料を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 57 年 11 月の時点では、申立人の母親が居住する県とは別の県に居住しており、申立人の母親が住む市で国民年金に加入することはできなかった上、申立人が居住していた町には申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在せず、申立人が 20 歳に達した時点で国民年金に加入したことをうかがわせる事情は認められない。

また、申立人に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、申立期間を当初 32 か月としていたが、その後、113 か月に変更している上、国民年金保険料の額や納付書等についての具体的な記憶は無く、納付状況に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入について、その当時、任意加入対象者である学生は国民年金に加入しなければならないという風潮から申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとしながら、自身は国民年金に加入(任意)しておらず、また、強制加入の対象者であった申立人の兄は 20 歳に達した時点においては国民年金に加入していないなど、申立人の母親の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から61年3月まで
昭和45年10月に町役場で国民年金保険料を納付した際、付加年金のことを知り、同年10月に付加年金に加入し、申立期間の付加保険料を納付したはずであるが、付加保険料の納付記録が無く、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

付加年金制度が創設された昭和45年10月当時においては、付加保険料（所得比例保険料）の納付の申出が行われた場合、国民年金手帳の検認記録欄に付加保険料の納付開始を意味する「所得比例〇年〇月から」の表示を押印することとされていたところ、申立人の所持する昭和41年7月30日発行の国民年金手帳の検認記録欄にはその押印は無く、47年4月1日発行の国民年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄にも申出年月日の記載は無い。

また、申立人が所持する昭和49年度の国民年金保険料領収証に記載された金額は定額保険料額に一致する上、申立人が覚書きのために国民年金手帳の検認記録欄に記録したとする数値（金額）は定額保険料の金額に一致する。

さらに、申立期間は186か月と長期にわたり、申立人はこの期間に5つの市町に居住しているが、この5つの市町すべてが申立人の記録処理を誤るとは考え難い。

加えて、申立人が付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 1 日から 32 年 11 月 1 日まで
② 昭和 32 年 11 月 2 日から 35 年 6 月 30 日まで
③ 昭和 35 年 7 月 1 日から 37 年 10 月 2 日まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間①及び③については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。この期間の脱退手当金を受給した記憶は無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、昭和 30 年 3 月 1 日から 37 年 10 月 2 日まで A 事業所に継続して勤務しており、途中で退職したことは無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録によると、申立人については、申立期間①及び③と申立期間①直前の B 事業所における勤務期間とを合わせた厚生年金保険被保険者期間（88 か月）に係る脱退手当金 1 万 1,297 円が支給されており、申立人は、B 事業所を退職した後に 1 万 3,000 円くらいを脱退手当金として受け取った記憶があると述べているところ、B 事業所における厚生年金保険被保険者期間（29 か月）に係る脱退手当金の額は 3,393 円であって、申立人の記憶とは大きく相違する上、申立人が受け取ったとする脱退手当金の額は社会保険庁の記録に近似し、申立人に係る脱退手当金の支給記録がほかに無いことを踏まえると、申立人が受け取ったとする脱退手当金は申立期間①及び③の被保険者期間を含めたものであったと推察される。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、昭和30年3月1日から37年10月2日まで申立てに係る事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同事業所の事業主の妻は、「申立人については、いったん厚生年金保険の被保険者の資格を喪失させ、再度加入させたことがある。」旨を証言しており、申立人の当時の同僚も「申立人は事業所に来たり来なかったりした時期があり、ずっと継続して勤務はしていなかった。」旨を証言している。

また、申立てに係る事業所の事業主の妻は、申立期間②において申立人から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

このほか、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 25 日から 42 年 3 月 1 日まで

A市での会社勤めを辞めて実家に戻ってきた数か月後の昭和 41 年 1 月 25 日にB事業所に就職したのに、厚生年金保険の加入が1年以上遅れた記録となっていることに納得できない。当時の資料は残っていないが、間違いなく勤めており、就職当初から厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の元同僚の中には、厚生年金保険に加入していない者や就職と同時に厚生年金保険に加入していない者がみられ、申立てに係る事業所の事業主は、従業員全員までは厚生年金保険に加入させていないことや採用後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立てに係る事業所の事業主は、「当時の事業主は既に死亡しており、関係資料も保存していないため、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料控除の事実是不明。」と回答している上、申立人の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言は得られない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月から 42 年 2 月まで国民年金に加入し、同期間の国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月ごろから 56 年 2 月 1 日まで
昭和 51 年ごろから昭和 56 年 1 月までA事業所に勤めていたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における勤務の実態については、当時の申立人の同僚等から、証言が得られなかった。

また、申立てに係る事業所は昭和 54 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同事業所は既に廃業し、当時の事業主も既に死亡しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料控除の事実について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、同期間の国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月1日から35年4月1日まで
昭和32年12月にA事業所B支店C営業所に採用され平成元年4月1日まで勤務したのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立てに係る事業所が保管する社員名簿の記録から、申立人が昭和33年1月1日から平成元年3月31日まで、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管する厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者資格の取得日は昭和35年4月1日と記録されており、この記録は、社会保険庁の加入記録と一致している。

また、申立てに係る事業所が保管する社員名簿によると、申立人は昭和33年1月1日に臨時従業員として入社し、37年4月1日に正従業員になっていることが確認でき、同事業所の事業主は、臨時従業員については、雇用期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていたわけではない旨証言しており、申立人とほぼ同時期に臨時従業員として入社している同僚二人の被保険者資格の取得日も、申立人と同じ、35年4月1日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所に就職した当初は日雇健康保険に加入していたと供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
申立期間①に係る A 事業所及び申立期間②に係る B 事業所については、月末まで勤務して退職したはずであるのに、A 事業所の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が昭和 34 年 1 月 30 日、B 事業所の同資格の喪失日は 37 年 3 月 30 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 事業所の事務担当者は、「当事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の資格喪失日は昭和 34 年 1 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険料は 33 年 12 月分まで納付したと思う。」と証言している。

また、申立人の同僚(複数)は、申立人のことは覚えているが、勤務期間については分からないとしており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について証言を得ることはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

2 申立期間②について、申立人が名前を挙げた当時の同僚は既に死亡しており、ほかの同僚(複数)は申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況に関する証言を得ることはできない。

また、B 事業所は全喪し、当時の取締役は所在不明であり、申立人に係る申立期間の保険料控除の事実を確認することができない。

さらに、申立人は給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されて

いた具体的な記憶は無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 15 日から 37 年 9 月 1 日まで
私は結婚のため昭和 37 年 8 月にA事業所を退職し、同年 10 月に結婚した。その当時、失業保険を受けていた記憶はあるが、申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金は受け取った記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和37年12月21日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金の受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月から25年10月1日まで
② 昭和29年11月1日から31年8月15日まで

昭和24年11月にA事業所が経営するB店に就職し、Cとして勤務した。昭和31年9月8日に自分のB店を開業したので、その半月ぐらい前の同年8月15日ごろに退職したと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録が25年10月1日から29年11月1日までとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②当時、A事業所に勤務していた申立人の同僚の証言や申立人が保管している同僚等と撮った写真から、時期は特定できないが申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推測できる。

しかしながら、申立人とほぼ同じ時期にA事業所に就職したとする同僚は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日の1か月後の昭和25年11月1日に被保険者資格を取得しており、同事業所は、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人が記憶している同僚のうち、A事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚（複数）は、いずれも昭和29年11月1日にその被保険者資格を喪失している。

さらに、申立てに係る事業所が保管する厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和25年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年11月1日に同資格を喪失していることが確認でき、この名簿の記録は、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除さ

れていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月から 62 年 2 月まで
② 平成元年 4 月から 2 年 10 月まで
③ 平成 3 年 6 月から 9 年 7 月まで

申立期間①については、昭和 60 年 9 月から A 事業所に採用され、62 年 2 月まで勤務したが、厚生年金保険に全く加入していないことになっており納得できない。

申立期間②については、社会保険庁の B 事業所に係る厚生年金保険の加入記録をみると、昭和 58 年 8 月から 60 年 2 月までになっているが、同事業所には、平成元年 4 月から 2 年 10 月まで勤務していたと記憶している。社会保険庁の厚生年金保険の加入記録が間違っているので訂正してほしい。

申立期間③については、知人の紹介により、平成 3 年 6 月から C 事業所に採用され、9 年 7 月まで勤務した。一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私の加入記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 事業所の事業主及び申立人の同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業主は「申立人から社会保険に加入させないでほしいとお願いされ、厚生年金保険の加入手続きは行わなかった。」と証言している。

また、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 申立期間②については、当時の同僚は、申立人について記憶がない上、B事業所の事業主は、「当時の資料を保管していないため詳細は分からない。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、申立期間前の昭和 58 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているとともに、60 年 3 月 1 日に同資格を喪失し、同年 3 月 9 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

3 申立期間③については、C事業所の事業主が保管する労働者名簿から、申立人が平成 3 年 11 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は「申立人から社会保険に加入しないよう依頼されたため、厚生年金保険被保険者資格の取得届は行わず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答している。

また、当該事業所は、申立期間当時の書類を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで
平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで A 事業所に勤務し、B の製造を行っていた。朝 8 時から夕方 5 時まで勤務し、ボーナスももらった記憶があり、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所の当時の社会保険事務の担当者は、「当時は仕事が重労働ですぐに辞める者も多く、特に若い人は長続きしなかった。採用して様子をみた後、社長の指示で厚生年金保険の加入手続をとっていたので、従業員全員までは厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人は申立期間の保険料控除についての記憶がなく、A 事業所に係る社会保険庁のオンライン記録においても、申立期間について申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人に係る A 事業所での雇用保険の加入記録も無い上、申立人は、申立期間において、申立人の父親の健康保険に係る被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの関係資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 8 日から 34 年 11 月 11 日まで
昭和 31 年 4 月から勤めていた A 事業所を 34 年 11 月 10 日に退職し、持っていた健康保険証を会社に返納した。脱退手当金が支給されたと記録されている昭和 35 年 2 月 29 日には、A 事業所が所在する市とは異なる市に在る B 店で働いており、その後は、A 事業所で働いていた人と会ったこともなく、連絡も取っていない。

当時は脱退手当金の制度も知らなかったため、脱退手当金を請求したことも支給を受けた記憶もない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 2 月 29 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所が保管する申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 34 年 11 月の前後の約 2 年間に同資格を喪失した女性 67 人のうちの 44 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 39 人は被保険者資格の喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同じ日に被保険者資格を喪失し、同じ日に支給決定されている者が見受けられ、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月ごろから23年8月1日まで
昭和21年1月ごろから27年3月までA事業所に勤務したが、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の加入期間は23年8月から27年2月までとされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚(複数)の証言から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所においては、昭和23年1月から同年10月にかけて17人が厚生年金保険に加入しているが、申立期間前の19年10月から同期間を含む22年12月までに厚生年金保険に加入した者はいない。

また、申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険の加入記録の無い同僚(複数)は、自らの厚生年金保険料の控除についての記憶はなく、申立人が控除されていたかどうか分からないと証言している。

さらに、申立てに係る事業所の事業主及び当時の社会保険事務の担当者は既に死亡しており、厚生年金保険の加入の状況、保険料控除の事実について確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪日は社会保険庁のオンライン記録と一致しており、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から52年4月まで
② 昭和50年4月から62年4月まで

申立期間①については、A市B地区で、C事業所という運送業の事業所を経営していた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

申立期間②については、A市D地区で、給食弁当を作るE事業所という事業所を経営していた。厚生年金保険料は、会計の担当者が納付していたはずだが、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立てに係る事業所の元従業員の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所において代表取締役として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所は昭和48年10月に初めて厚生年金保険の適用事業所となり、50年4月に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立てに係る事業所の当時の従業員は、「申立人は、当事業所の代表取締役として、週のうち1日ないし2日出勤していた。」と証言しているが、当時の会計担当者は死亡しており、同事業所は解散し、当時の資料も残っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録に、申立期間について、2か所以上の事業所に勤務し、報酬を受けている場合に行う届出が行われた記録は確認できない。

加えて、申立人は昭和 42 年 4 月から 45 年 2 月まで国民年金に加入し、同期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 2 申立期間②については、申立てに係る事業所は、法人登記を行っておらず個人経営の事業所であることが推認でき、同事業所の事業主である申立人は、制度上、厚生年金保険に加入できなかったものと推察される。

また、申立てに係る事業所の当時の会計担当者は死亡しており、当時の従業員からも厚生年金保険料の控除等について具体的な証言を得られない。

さらに、申立期間当時、申立てに係る事業所の社会保険事務の手続きを代行していた社会保険労務士は、「E 事業所において、申立人に係る社会保険の手続きを行った記憶はない。」としている。

このほか、申立てに係る事実が推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。